甲種防火管理再講習実施要領

日置市消防本部

　消防法施行規則の一部が改正され、特に高度な防火管理が必要とされる規模の大きな防火対象物(収容人員が300人以上の特定防火対象物)の防火管理者については、５年に１回の再講習を受講することが義務付けられました。

　これにより、消防法施行規則第２条の３に定める甲種防火管理再講習を下記のとおり実施します。

記

１　日　　時　　令和８年６月５日(金)　午前９時00分から午前11時00分まで

２　場　　所　　日置市消防本部　２階会議室

３　受付期間　　令和８年５月７日(木)から５月21日(木)まで

４　受付場所

(1)　消防本部・消防署　日置市伊集院町徳重一丁目10番地10
(電話)099-272-0119

(2)　北　分　遣　所　　日置市東市来町長里87番地１
(電話)099-274-0119

(3)　南　分　遣　所　　日置市吹上町永吉3779番地
(電話)099-299-3019

※　最寄りの場所で受付を行って下さい。

５　費　　用　　テキスト代等　　2,000円
※テキストは、当日配布します。

６　受講申込の手続き

(1)　受講希望者は所定の申込書に必要事項を記入の上、<u>修了証(防火管理者の証)のコピーとテキスト代金を添えて申し込んで下さい。</u>

(2)　申込書に貼付する写真１枚は、６か月以内に撮影した脱帽正面上半身像の縦４ｃｍ、横３ｃｍのものとします。

(3)　<u>申込書と受講票は切り離さずに、申し込んで下さい。</u>

７　受講資格

原則として、日置市内の事業所に勤務している方のうち、次の要件に該当する方。

収容人員が300人以上の特定防火対象物の防火管理者に選任され、令和４年３月31日以前に甲種防火管理者の資格取得講習を修了された方。または、甲種防火管理再講習を令和４年３月31日以前に受講された方。

※　令和４年４月１日から現在までに甲種防火管理再講習を受講されている方、または、資格確認証の交付による防火管理者は、受講の必要はありません。お持ちの修了証(防火管理者の証)をご確認ください。

８　講習内容

(1)　おおむね過去５年間における防火管理に関する法令の改正に関すること。

(2)　火災事例の研究に関すること。

９　講習時間　２時間

10　修了証の交付

講習を修了した方に、Ａ４サイズの修了証を交付します。

※　現在お持ちの修了証(防火管理者の証)に講習記録の記載欄がある方で「再講習修了」の記載を希望される方は、講習日当日にご持参下さい。

11　その他

(1)　遅刻、早退、代理人の受講、その他講習課程の一部を受講しなかった方には、修了証を交付しません。

(2)　受講態度が著しく悪い場合は退場して頂くこともあります。

(3)　講習会には受講票、筆記用具を持参して下さい。

(4)　受付後はテキスト代、申込書の返却はしません。

(5)　受講中、会場では電話等の呼び出し等はできません。

(6)　不明な点は、４の受付場所へ問い合わせて下さい。

(7)　発熱等の症状のある方は、受講を控えてください。